

●獣害防護柵設置事業補助金についてのお知らせ●

シカやイノシシによる獣害は、毎年村内で多く発生しています。大切に育てた作物を荒らさせないためには、まずは農地をしっかりと守る必要があります。今年も獣害防止柵設置にかかる補助金を次のとおり予定していますので、ご活用をお願いします。

なお、本年より従前からの設置距離に加えて、3戸以上の農家で実施していただくようになっていますので、以下の要件をご確認ください。

事業区分	獣害防護柵設置事業
交付対象者	獣害防護柵を設置する <u>3戸以上の農家</u> とします。 ただし、農地の条件等によりやむを得ない場合は別に定めます。
事業規模	<u>設置距離は、新規で200m以上とします。</u> ただし、延長の場合は、100m以上とします。
対象となる柵の種類	トタン、ワイヤメッシュ、電気柵、ネット
事業費の負担区分	実施者30%、村50%、農業共済20%（水稻共済に加入することが条件）
補助金の支払方法と支払い時期	1. 補助金の計算方法 実支出額（領収書又は請求書を添付）と標準経費（標準事業費×距離）の比較により、メータあたりの単価が低いものを補助対象事業費となります。 2. 標準事業費 1) トタン 500円/m 2) ワイヤメッシュ 500円/m 3) 電気柵 250円/m 4) ネット 200円/m 3. 支払時期 1) 村補助分 随時 2) 農業共済分 年度末（農業共済助成金入金後）
申込期限	7月末
諸条件	1. 再設置は、5カ年を経過したものとしします。 1) <u>ただし、以下の機能強化の場合はこれを認めます。</u> ①電柵を設置していたが、鹿ネットを追加設置する場合 ②金網を設置していたが、鹿ネットを追加設置する場合 2) 次の場合は、<u>機能強化であっても補助の対象としません。</u> ①電柵を設置していたが、金網を追加設置する場合 ②鹿ネットを設置していたが、電柵を追加設置する場合 ③鹿ネットを設置していたが、金網を追加設置する場合 ④金網を設置していたが、電柵を追加設置する場合 2. 補助金の支払いは、1円単位を切り捨てます。 3. 交付対象者という農地の条件等によりやむを得ない場合とは次のとおりです。 1) 農地の団地が、1戸又は2戸の所有（耕作）者が管理しており、他の団地との共同設置が困難な場合 2) 延長の場合は、延長区域を含めた全区域の受益が3戸以上となること 4. 実施者は既存防護柵との連携、広範囲での共同実施により、効率的で効果的な事業の実施に努めてください。